

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第3回）議事概要

1 日時

平成21年6月3日（水）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，藤田昇三，榊井成夫

（オブザーバー）

村瀬均（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，小川正持刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 裁判員等に対するアンケート項目の報告

小川刑事局長から，裁判員等に対するアンケート項目について，前回の議論を踏まえて，前回説明したたたき台から次のとおり変更したこと等の報告がされた。

裁判所に来庁する前の参加意向や心配・支障について，参加後の感想等を尋ねる前提としての設問にした。また，事前の心配・支障を，選択式で尋ねることとしていたのを，事前の参加意向についての回答の理由を自由記載で回答してもらうことにした。

事前に送付する資料の量・内容が適切であったかどうかについての質問を削除した。

法廷での手続全般について理解が難しかった理由を尋ねる質問では，選択肢を整理し，絞ることにした。

現在、アンケートの集計・分析を担当する業者を選定中であり、業者が決定次第、業者と協議の上、デザイン、レイアウト、質問の文言等を確定したい。枚数についても、前回の御意見を踏まえ、3枚以内に収めたい。

アンケートの回答及び回収の時期については、回答する方の負担と意義のある回答をしてもらうという双方の観点から、各庁の実情や事件の内容等に応じて柔軟に判断したいが、例えば、裁判員及び補充裁判員の場合であれば、最終評議終了後にアンケート用紙を配付し、退庁時に回収することが考えられる。

(小野委員)

事務局案では、法廷での手続全般について理解が難しかった理由を尋ねる質問を設けた上、回答の選択肢として、事件の内容の複雑さや証拠・証人の多さ等を検討されているが、内容が複雑であったり証拠又は証人が多い事件が存在することは避けられないのであるから、そのようなことを聞く意味があるのか。

(藤田委員)

法律家から見れば複雑でない事件であっても理解が難しかったと回答される場合もあろうし、逆の場合もあるだろうから、事件の複雑さ等を選択肢に挙げる意味はあると思う。

(菅野審議官)

裁判員等が理解が難しかったと感じる要因としてどのようなものがあるかを客観的に把握し、運用レベルで改善すべき点と別のレベルで検討すべき点とを区別して議論するためには、事件の内容の複雑さ等、事件の属性に関わる選択肢も挙げておく意味はあると考えた。

法廷での手続の分かりやすさについては、様々な角度から質問したい気持ちもあるが、他方、選択肢が詳細になると、裁判員等の負担も大きくなる。そこで、アンケートでは、事件の内容の複雑さや審理時間の長さ等、一義的

に回答しやすい項目に絞って選択肢を挙げ、それらに該当しない他の要因については、自由記載欄を設けているので、そこで回答してもらいたいと考えている。

(龍岡委員)

そのような説明は、あらかじめ裁判員等に行われるのか。

(菅野審議官)

アンケートに関する説明は各庁の判断で適宜行われるものであるが、そのような説明を行うことは十分考えられる。

(榊井委員)

全体的に良くなったと思う。ただ、自由記載欄については、十分にスペースをとったり、自由記載欄への記入を誘引するような選択肢の問立てを工夫することも考えられる。

(藤田委員)

法廷での手続全般について理解が難しかった理由につき、「何が争われているか分かりにくかった」という選択肢は設けないのか。

(酒巻委員)

審理していた内容が理解しやすかったかについての質問が別にあるので、あえて「何が争われているか分かりにくかった」という選択肢を設けなくてもよいのではないか。

(小野委員)

当事者の立場からすれば、検察官、弁護士、裁判官の法廷での説明等の分かりやすさに関する質問において、自由記載欄を設けていただきたい。

(酒巻委員)

法廷での手続全般について理解が難しかった理由を尋ねる質問に対する自由記載欄や、最後に設ける「その他」の自由記載欄に記載されるのではないか。

(椎橋座長)

もちろん、将来的に見直す可能性はあるものの、これまでの御議論を踏まえて、差し当たり今回は、事務局から説明された質問項目でアンケートを実施することとし、レイアウト等は事務局に一任することとしたい。(全員が了承した。)

(2) 裁判員制度の運用に関する現在の議論状況について

ア 主に量刑評議について

小川刑事局長から、資料2を説明するとともに、量刑評議に関する現在の議論状況について、裁判員に対して、裁判官から量刑に関する基本的な考え方を説明した後に、量刑分布グラフなどの参考資料を示して、同種事案のこれまでの量刑傾向についておおまかなイメージを持ってもらった上で、具体的な意見を述べてもらうことが考えられている旨説明がされた。

(菅野審議官)

欠席された内田委員から、事前に次のような御意見をうかがっているの
で、紹介する。

量刑については、裁判員が、裁判官から量刑に関する基本的な考え方を説明された上で、順を追って議論を進めていくことが望ましい。裁判員としては、何の説明もないまま量刑資料を示されると、これに従わなければならないというプレッシャーを感じるかもしれない。裁判官から量刑に関する基本的な考え方が説明された上で順次議論が進められるのであれば、量刑資料を参考にしながら、自分の実感とすり合わせて考えることができ、量刑の決定過程に参加したという実感を得やすい。

また、そのような実感を得ることで、一人だけで刑を決めてしまった
というのではなく、みんなで話し合った結果到達した結論が判決になった
という感覚となり、心理的な負担も少なくなるという効果もある。

(小野委員)

事務局の説明の大枠については、異論はない。ただ、被害者側の事情を考慮すべき事案や、責任能力はあるが境界線上にあるような事案等、個々の事案に応じた柔軟な説明が求められるだろう。

(榎井委員)

先日、模擬裁判の評議を傍聴したが、裁判官が、誘導してはならないという世論を意識しているのか、遠慮しすぎている印象を受けた。もちろん、裁判員に予断を与えてはならないが、裁判官には、ガイド役としての役割があり、議論の方向性を示してもらう必要がある。裁判官がこのような役割を果たさなければ、量刑評議はうまく進行しないのだから、遠慮なくやってほしい。

(村瀬オブザーバー)

東京地裁でも量刑評議の在り方を議論してきたが、裁判官が遠慮しすぎているのではないかとの意見もあった。裁判官は、当事者に量刑事情を主張してもらい、これらの主張を基にして評議を行うとともに、自分の意見も述べながら裁判員と柔軟に議論するのが、最も円滑な量刑評議の在り方と考えている。

(小川刑事局長)

法律家の間では、刑罰は犯罪行為に相応するものでなければならぬという考え方が当然の前提となっているが、裁判員にはそのような前提がない。裁判官は、共通の前提作りをした上で、その前提に立って裁判員と議論することが重要と考えている。

(龍岡委員)

模擬裁判で、裁判官は裁判員役に自由に発言してもらうために腐心していたが、裁判員役からは裁判官にもっと議論をリードしてほしいとの意見が述べられた。裁判官が議論のポイントを整理しすぎてはよくないだろうが、事務局の説明のような手法はよいと思う。

(藤田委員)

初めに参考資料ありきではなく、裁判員に参考資料を示すまでの段取りが重要である。自由に発言してもらうのは重要であり、このような自由な発言から出てきた量刑事情や当事者の主張する量刑事情を、裁判官がうまく整理できれば、犯行の計画性や動機等といった量刑要素の軽重が浮き彫りになると思われる。このような整理を確認した上で量刑分布グラフを示すという段取りにしておけば、全員が納得できる量刑評議ができるのではないか。

(今田委員)

法律家ではない裁判員にとって、量刑評議は難しく、プロによる思考の枠組みの説明が必要である。量刑においては、どのような因子があり、それらがどのような重みを持つのかについて、専門家の枠組みを説明してもらわないと、適切な判断はできない。このような枠組みを説明することは、これまでの経験に裏打ちされた合理的な考え方を示すことにすぎず、誘導には当たらない。

(酒巻委員)

今田委員の御意見に賛成である。裁判員制度は、専門家と一般国民が協働してより良いものを生み出す制度である。そして、量刑は、専門家が枠組みを説明すべき部分であり、専門家の説明がなければ量刑評議は途方に暮れる結果となる。したがって、裁判官が量刑の枠組みを説明することは、誘導ではなく、むしろ、裁判員制度の趣旨に沿うものである。

(椎橋座長)

事務局の量刑に関する基本的な説明については異論がない。今後は、量刑の参考資料を、いかに適切なタイミングで裁判員に示すか等について、更に検討を深めていくべきであろう。

イ 選任手続について

小川刑事局長から、資料3及び4に基づき、選任手続に関する現在の議論状況について説明がされた（なお、呼出状・質問票送付段階における送付物については、<http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/syorui.html> 参照。）。

（榊井委員）

辞退の希望を裏付ける資料について、どの程度のものを求めるのか。

（小川刑事局長）

基本的には、質問票の回答の記載内容が合理的であれば、特段資料を要求する必要はない。

（今田委員）

同封資料との関係で、関心がある点をお尋ねしたい。裁判員に小学生の子がいる場合には、どのように対応するのか。

（菅野審議官）

いわゆる学童保育については、そもそも各地方自治体の取組自体が様々であるため、裁判員制度に伴い全国一律に環境整備を行うことは、現時点では困難である。今後、学童保育のニーズが出てきた場合には、関係機関ともよく協議しながら、学童保育についての社会的理解の輪が広がることを期待したい。

（菅野審議官）

内田委員から、事前に次のような御意見をうかがっているので、紹介する。

質問票に同封されたパンフレットを読めば、手続の流れの中で、現在のどの段階にあるのか、同封物の位置付け等が概観でき、文字をあまり読みたくない人にも配慮した大変良いアイデアである。今後は、パンフレットの説明と同封物との対応関係をより一層分かりやすくするための工夫を検討されるとよい。

質問票については、字も大きく、設問の設定も分かりやすい。今後、

国民の反応も見ながら，各庁で工夫していくことも，大変結構なことである。

呼出状送付の段階では，名簿記載通知の段階より詳しい情報を知りたいというニーズもあるだろうから，「よりくわしくお知りになりたい方へ（裁判員制度ナビゲーション）」を同封するのも良いアイデアである。

（小野委員）

介護や手話通訳等，障害者に対する裁判所の配慮については，あらかじめ紹介しないのか。

（小川刑事局長）

質問票に同封されたパンフレットに視覚障害者用の音声コードを付けており，これを再生して，最寄りの地方裁判所に連絡を取ってもらえば，個別のニーズに応じた配慮をすることになる旨を紹介している。

（藤田委員）

呼出状・質問票送付段階の送付物としては，ほかに考えられないのか。

（菅野審議官）

例えば，裁判所周辺のランチマップを作るなど，各庁で送付物の内容を工夫しているところである。

（村瀬オブザーバー）

東京地裁でも具体的な送付物の検討をしているところである。

(3) 裁判員等経験者に対する記者会見について

小川刑事局長から，裁判員等経験者に対する記者会見に関し，制度の定着のために，裁判員等経験者の感想等は説得力があるが，他方，記者会見において守秘義務に反する事項が明らかにならないよう配慮する必要もあることについて，説明がされた。

（酒巻委員）

裁判員等経験者の中には，記者会見に積極的な人もいるだろうが，消極的

な人も大勢いると思われる。記者会見に積極的な裁判員等経験者がいるために、これに消極的な裁判員等経験者までもが記者会見に応じざるを得ない状況になることは避けなければならない。記者会見は、完全な自由意思に基づいて同意した裁判員等経験者のみが臨むべきである。

また、都市部と異なり、地域によっては、顔が映像で流れるだけで人物が特定されてしまうこともあるので、映像を流すことについても、会見に応じた裁判員等経験者の意向をよく確かめ、慎重に配慮すべきである。

(榊井委員)

裁判所は、記者会見についてどのように協力するのか。

(山崎事務総長)

裁判所としては、主催者である司法記者会から要望があれば、これを受けて、部屋の提供等の便宜供与をすることになる。

(酒巻委員)

裁判員等経験者が、審理、評議、判決宣告を終えて精神的疲労が蓄積し、まだ混乱した状態のまま記者会見に応じることは、避けなければならない。そのためにも、記者会見に応じるかを冷静に判断するための時間を確保する必要がある。共同会見という方策は、報道機関による無遠慮な個別取材攻勢から裁判員等経験者を守るという意味もあろうかとは思いますが、一般の国民にとって報道機関との会見ということ自体が、大変な精神的負担になるであろうという点に、くれぐれも配慮していただきたい。

(山崎事務総長)

そのような点には、十分な配慮がされることになると考える。

(榊井委員)

裁判員等経験者らは、評議等を通じて一体感が高まっていると思われるので、一部の裁判員等経験者が記者会見に応じる場合に、その余の裁判員等経験者が自分たちだけ記者会見を断ることは難しいと思われる。裁判所として

は、報道機関が主体となって行う記者会見においては、混乱やトラブル防止を念頭に置いた抑制した対応をとることが望ましい。

(山崎事務総長)

裁判員等経験者の記者会見を一切行わないとすると、報道機関が、個々の裁判員等経験者に対して取材攻勢をかけ、かえって負担をかけてしまう心配もある。

(龍岡委員)

実際に裁判員裁判を担当することになる裁判官は、裁判員等経験者の記者会見について、どのように感じているのか。

(小川刑事局長)

多くの裁判官は記者会見の一定の有益性を認識していると考えているが、評議、判決を終えて疲れている中で裁判員等が記者会見を行うのは大変であると感じていることも事実であろう。

(今田委員)

報道機関の気持ちも分かるが、裁判員等経験者の立場で考えると、裁判員等として審理、評議、判決宣告に従事した後に、更に記者会見にまで応じて感想等を述べさせられるのは負担が大きく、なぜ自分たちが制度の定着のため記者会見にまで協力しなければならないのか、理由を理解してもらえないと思われる。

(山崎事務総長)

本日、各委員から御指摘いただいた点を踏まえ、裁判所としても、裁判員等経験者の負担にも十分配慮しながら、引き続き、記者会見の在り方について検討してまいりたい。

(椎橋座長)

各委員から御指摘いただいたとおり、記者会見は、あくまでも裁判員等経験者の自由意思に基づいて行われるべきである。具体的な記者会見の在り方

については、本日の議論を踏まえて、今後、裁判所と報道機関との間で更なる協議を期待したい。

(4) 裁判員等に対するソフト面からのサービスについて

菅野審議官から、資料5に基づき裁判員バッジについての紹介がされるとともに、各庁独自の工夫を凝らして、裁判員や裁判員候補者等に対して所長等から感謝の気持ちを込めたレターやカード等を交付することが検討されていることや、財団法人法曹会において、裁判員制度開始記念特別事業として、裁判員裁判実施庁ごとの絵はがきセットの製作、販売が行われて、その収益が法テラスに寄付される予定であること等、裁判員等に対するソフト面からのサービスについて説明がされた。

(酒巻委員)

裁判所が、大変重い職責を伴う刑事裁判に参加した裁判員等経験者に感謝の意を表するという趣旨はよく分かる。しかし、裁判員制度の定着のためには、裁判員等経験者に忌憚のない意見や感想を身近なところから述べてもらうことこそが重要であり、バッジ等の存在がその一助となる可能性は否定しないが、守秘義務との境界線が分かりにくいといった問題もある。裁判員等経験者の不安を解消するため、むしろ具体的にどのような点までが感想として許容され、どこからは守秘義務に反することになるかといった点を裁判員等経験者にきっちりと示すための工夫をすることが重要である。

(菅野審議官)

裁判員等経験者に対して感謝の意を示すとともに、裁判員等経験者に意見や感想を述べていただく一助ともなるよう、バッジを制作することにしたものである。いずれにしても、酒巻委員御指摘の趣旨は十分に踏まえて具体的な対応を行いたい。

(榊井委員)

裁判員バッジ等には広報効果も期待されているとのことであるが、裁判所

としては、あまり焦る必要はないのではないか。むしろ、自然な形で国民の間に制度の意義が広がっていけばよいのではないだろうか。

(菅野審議官)

榊井委員の御指摘は、充実した審理や評議が行われることが何よりの広報となるということであろう。裁判所としては、もちろんその点を十分理解して、過不足のないサービスに努めてまいりたい。

なお、内田委員から、事前に次のような御意見をうかがっているので、紹介する。

裁判員バッジ等は、広報効果もあると思われ、接遇面での細やかな点にまで配慮されるのは素晴らしいことである。

(5) 制度実施直後の状況について

小川刑事局長から、裁判員制度実施直後の状況として、制度実施直後の起訴件数等及び制度実施前後の国民の意識や反応について説明がされた。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第4回 9月17日(木)午後1時15分から

(以上)